

災害時等における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）及び一般社団法人岡山県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の物資の緊急・救援輸送等に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、津波、風水害、武力攻撃等に起因する大規模な災害若しくは事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う物資の緊急・救援輸送等の要請に関し、必要な事項を定める。

（協力要請事項）

第2条 甲が必要と認めたときには乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとし、乙は甲からの要請事項について、可能な限り協力するものとする。

1 緊急・救援輸送等

- (1) 物資の緊急・救援輸送
- (2) 物資拠点の運営、物資の受入れ、荷役、仕分け、保管及び出庫等の物流業務（以下「物流業務」という。）
- (3) 物流業務に必要となる施設及び資機材等の提供
- (4) 物流業務に必要となる人員の派遣（次項に規定する物流専門家の派遣を除く。）

2 物流専門家の派遣

甲は、前項の措置のほか、物資の輸送管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部、物資拠点又は関係市町村等への派遣を要請する。

（協力要請の方法）

第3条 前条の要請は、文書（様式第1号及び第2号）により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条の協力要請事項を実施する場合には、速やかに甲に対し、文書（様式第3号及び第4号）により報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は口頭により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の要請により、物資の緊急・救援輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲乙協議の上決定するものとする。

- 3 第1項の費用のうち、緊急・救援輸送に要した費用（運賃・料金及び実費負担額（有料道路通行料、駐車場使用料等の費用をいう。））については、災害発生時における地域の事業者の届出運賃・料金を基準とする。
- 4 第1項の費用のうち、人員の派遣に係る職員の賃金等の雇用費は、派遣元地域における災害時等の直前の通常の雇用費を基準とする。

（事故等）

第6条 乙は、供給した事業用自動車が事故その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して緊急・救援輸送を継続しなければならない。

- 2 乙は、事業用自動車の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その作業に従事した際に、その責めに帰することができない事由により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）等が適用される場合は、甲が関係法令等に定めるところによりその損害を補償する。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額については補償を行わない。

（1）従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 当該給付又は補償の額

（2）当該損害について、乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合 当該保険給付の額

（3）当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けられる場合 当該損害賠償の額

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県危機管理課長、乙においては一般社団法人岡山県トラック協会専務理事とする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

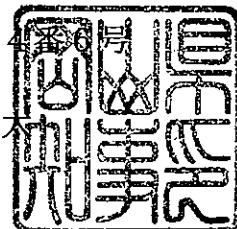
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、平成29年12月1日からその効力を有する。
- 2 平成18年4月4日付締結の協定は、この協定の締結をもって廃止する。

平成29年12月1日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区青江一丁目22番33号
一般社団法人岡山県トラック協会
会長 遠藤 俊夫

